

2016. 5. 19 第24回口頭弁論期日後の記者会見要旨

政府の要請に応じて、中部電力が、浜岡原子力発電所の運転を停止してから、5年が経ちました。

5年前の3月11日の福島第一原発の事故の衝撃はとてもおおきなものでした。国民も政府も、原子力発電所が地震などの自然現象によって壊れ、放射性物質をまき散らすことがあり得るのだと自覚しました。福島の事故から5年経ちましたが、まだまだ事故は収束していません。いまだに10万人もの人々が避難しています。帰りたくても帰れない人々が大勢います。そのような状況にあるにも関わらず、国民も政府も、福島第一原発事故は過去のこととして、忘れつつあるのではないかと心配しています。私たちは、福島第一原発の事故を忘れてはなりません。

今年3月9日、大津地裁は、高浜原発3、4号機の運転を差し止める仮処分決定をだしました。稼働中の原発の運転を差し止めるという司法判断は初めてです。この司法判断は、新規制基準に適合していればそれでいいというような安易な考え方をとらず、その原発の安全性を検討しています。福島第一原発の事故原因の究明が道半ばであるとし、同様の事故発生を防ぐという見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠であるにもかかわらず、電力会社や規制委員会がこの点に意を払わない姿勢であるとするなら、非常に不安を覚えると言っています。福島第一原発事故を踏まえた過酷事故対策についての設計思想や外部電源に依拠する緊急時の対応方法に関する問題点、耐震性の決定における基準地震動策定に関する問題点に危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るとして、運転の差し止めを認めました。福島第一原発事故後の司法判断として、国民が期待したものとなりました。

その後、4月6日に福岡高裁宮崎支部で川内原発の運転差し止めを求める住民側の抗告を棄却した判断がだされました。原発の安全性は、どの程度の危険性なら容認するかを社会通念を基準にするしかないとして、発生の可能性が低い災害は「社会通念上、無視しうる」としました。福島第一原発事故の災禍の甚大性から目を背けた論理としかいいようがありません。この決定の1週間後、熊本地方で震度7の地震が続けて2度起きました。阿蘇大橋が崩落したり、熊本城の石垣が崩れたりしています。この断層帯の先に川内原発があります。地割れが原子炉建屋の直下で起きることもあり得るのではないのでしょうか。地震動ではなく、建屋そのものが傾くことを想定されなければなりません。この熊本地震のあとでも、同様な判断になったのでしょうか。

私たちは、大津地裁の決定のような判断方法を静岡地裁がとることを期待してい

ます。静岡地裁が、福島以前の判断方法をとらないように強く求めます。

浜岡3、4号機は、原発史上最悪の事故を起こした福島第一原発と同じ古い沸騰水型の原子炉ですから、福島原発の事故原因が究明されるまでは、少なくとも同類型の原発の再稼働は認められるべきではないと考えます。

今年は、チェルノブイリ原発の事故から30年という年でもあります。福島から5年、チェルノブイリから30年。二度と同じような惨禍を繰り返してはなりません。

なお、静岡県は、3月31日に広域避難計画を発表しました。全く実効性のない避難計画であり、発表すべきではなかったと考えます。県は、実効性のある避難計画はできないと率直に言うべきでした。残念です。

本日の口頭弁論期日においては、1時間の短縮版ではありますが、「日本と原発4年後」という河合弘之先生が監督した映画が上映されました。これを見れば、浜岡原発を再稼働させてはならないということが分かるはずです。そして、主張整理も始まりました。もう少しです。再稼働を認めないために、私たちは、今後も、粘り強く活動を進めていきます。多くの方々の応援と協力をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘